

平成 25 年 7 月議会 八尾春雄一般質問

(議長)次に、12番、八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員)12番、八尾春雄です。一般質問に入る前に、一つお知らせというか、御報告があります。

この5月1日に日本共産党広陵町議員団は、ホームページを立ち上げました。一般質問の内容やら、答弁やら、まちでどのようなことが議論になっているかということを中心に全部ではありませんが、報道をしております。また、ブログもつくりまして、私のほうは「八尾春雄のおっちゃん日記」という名前ですが、山田美津代さんは、「山田みつよのコスモス日記」というので、日々感じたことなどをお知らせして議員というのは、特別な存在なのではなくて、町民としてごく普通の存在であると。皆様のいろいろな御要望を承って仕事をしているということを書いております。もし、よろしければ賛成しかねることもあるかもしれませんが、議員各位、あるいは町の関係者の皆さんにも見ていただいて、参考になると思われれば参考にしていただきたいし、教えていただけたところがあれば、これは違っているぞということも言っていただけたら大変助かりますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

それでは、質問に入ります。

町長の基本姿勢について、一党一派に偏することなく、町民党として町長職に専念してもらいたい。

先日7月4日に今井県議、それから山田美津代議員と私3人で町長就任に当たって申し入れをさせていただきました。大変お忙しい時間でしたが、時間をとっていただきましてありがとうございました。

6月18日に50年ぶりに無投票で当選をされましたが、幅広い住民の共感があつて、この結果になったものと理解しております。しかし、今回の選挙に当たっては、自民党第3選挙区支部の推薦を受けたとお話もございました。ほかの政党は推薦はしておられないで、自民党だけだったということのようです。

①ポスターや文書には記載しないことで了解を得ているとコメントされておりますが、今後自民党第3選挙区支部には、どのように対応をされるのか。応援をしてもらったんだから、返礼をされるのかどうか、お尋ねをいたします。

②町内在住の県議員は2人いるのに、前町長時代には乾県議員には案内はしたが、今井県議員には案内しないという場合がたまたま見受けられております。平等に扱うべきではありませんか。

③46年の行政経験を生かすことを大きく打ち出されておられます。これまでの46年の行政経験とは日本国憲法を遵守した46年間ではなかったのでしょうか。日本国憲法第99条を踏まえ、日本国憲法を遵守し、憲法を暮らしに生かすということはこの町政で頑張りたいんだということをぜひ明言をしていただきたいと存じます。

質問事項の2番目でございます。

農地を資材置き場に転用しながら、実際には、工場・作業場のように使用している事例がございます。廃水が近隣の土地所有者や農業従事者に迷惑になっていないか、調査をお願いしたいのでございます。

大字広瀬605-1から同618-3番地までの土地で、事業活動を営んでいる有限会社コーシンコーポレーション(敬称略)は、産業廃棄物を仕入れてクラッシャー作業を行っているのではないかと情報がります。場所ですが、はしお元気村前の道路を東に向かいまして、川を二つ渡りますね、高田川、それから葛城川かな、それから三つかな、それで三宅に行く寸前に、右手にゴルフの打ちっ放しがあります。左手にこの囲いがしてある工場があると、こういうことです。

①住民から農業用水に汚水が入ってきている。廃水が処理されていないのではないかと訴えがございました。同社の事業内容を確認し、廃水は沈殿・精製処理を行うよう指導していただきたい。県の業務であれば、町が県と協議して対応していただきたいのでございます。

②農業委員会事務局に照会をしますと、資材置き場に転用手続きがされているとの回答をいただきました。しかし、実態は資材置き場ではありません。農転をかけると町はその時点で実態把握を行わないことにしておられるのでしょうか。例えば転用届以後の6カ月、12カ月後の利用実態を把握する仕組みが必要なのではないでしょうか。また業種によっては、隣地の同意が必要になる仕組みづくりも検討していただきたいと思えます。

この2番目の趣旨を少し発展させまして、関連して、アスベストを使用している建物の工事に当たっては、隣地の同意や大字区長(自治会長)への周知を義務づけるべきではないでしょうか。

大きな質問の三つ目でございます。

馬見北5丁目、馬見南2丁目、同4丁目の地区計画の進捗状況についてでございます。

各地区とも町原案に沿った建物の建設が進んでおります。馬見北5丁目では、集合住宅建設を強行したD社が現在2戸の戸建て住宅を建設中であり、担当者の説明によれば、馬見北5丁目は戸建て住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街と認識していると大きく対応を変化させています。

①各地区の取り組み状況はどうでしょうか。

②馬見北5丁目地区計画の一般縦覧の開始はいつでしょうか。3月28日都市計画審議会で確認した方針に基づいて、粛々と進められてはいかがでしょうか。

質問事項の4でございます。

脱法ハーブを禁止薬物に指定してもらったらどうか。卒煙活動の一層の推進をと呼びかけております。

3月議会で脱法ハーブの問題を取り上げましたが、その後新聞には広陵町でも2件の事件が発生、これは救急車の出動ということで新聞記事にありました。そういう報道がございました。

①救出された2件は広陵町民でしょうか。たまたま広陵町に居合わせた他町の住民でしょうか。

か。

②未成年者の場合には、教育において必要な研修や啓発が可能でございますが、一般人の場合には工夫が必要になります。今後の取り組み方をどのように考えておられるのでしょうか。

③たばこは最近の研究で、ポロニウムの発生が報じられています。バージャー病といい、ポロニウムといい、喫煙は不健康を促進いたします。残念ながら、このことを理解しようとしないうる方々に対して、私もじくじたる思いがございます。町長の気持ちをこの際、披瀝して3万4,000人全住民に対して、取り組みを強化していただきたいのでございます。

質問事項の5番目でございます。

子育て支援教室の改善について、具体的に進めてほしい。

男女共同参画社会の実現は待ったなしの課題でございます。

①大阪で9時から仕事をしよう、正社員で働こうと思ったら、せめて7時30分には近鉄五位堂駅に達したいと思うのは切なるものがございます。ところが学校が休みの期間中であれば、子どもを1人にせねばならず、非正規労働者への変更も考えざるを得ないという方がおられます。女性の社会参加を一層促進し、正社員として働き続けられるまちを実現すれば、担税力や年金保険料の負担にも耐えられるのではないのでしょうか。雇用を個人の問題とせず、行政として強力にバックアップしてもらいたいと思います。前回の質問の答弁に対し、ぜひ実現してほしいとの声が出ております。

②前回の答弁では、指導員の出勤体制を早出、遅出のローテーションとし、事前に申し出ただけであれば、午前7時30分から受け入れる方向で進めてまいりますというのが答弁でございますが、ローテーションを組むのもあるんでしょうけれども、例えば高齢者に短時間で早朝の勤務をお願いしてはどうでしょうか。

③総務部の中に専任の担当部局を設けて、系統的な取り組みができるようにしてもらいたい。それで現在の担当者が一体どなたであるのかわかりませんので、明示をお願いいたします。

以上でございます。

(議長) それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

一つ目、一党一派に偏することなく町民党として専念をという御質問でございます。

このたびの町長選挙に関しまして、私は自民党第3選挙区支部から推薦をいただきました。町民には、いろいろな立場、分野、考え方の方がございますので、今後におきましても、町長として無投票当選させていただいたことの重みをしっかり受けとめて職務に当たりたいと存じます。

町内在住の県議会議員今井議員、乾議員に対しましては、今までからも町の行事等には案内させていただいており、これからも同じ考えで進めたいと考えております。

私も地方公務員として46年間、また今は町長として職務を行うに当たり、法治国家である日本の最上位の法律である日本国憲法を遵守することは当然のことであると認識いたしております。

町の職員となるときは、憲法を遵守するということを宣誓をして職員に採用していただいております。これをずっと守ってまいります。

次に、二つ目、農地を資材置き場に転用しているながら、工場・作業場のように使用している事例についてでございます。

農地を資材置き場に転用しているながら、実際には工場・作業場のような使用をしている。廃水が近隣の土地所有者や農業者に迷惑となっていないか、調査をとの質問ですが、質問の場所は、広瀬地内にある的場領と接近した土地で、現在有限会社コーシンコーポレーションの資材置き場として使用されています。

住民から「農業用水に汚水が入っている、同社の事業内容を確認し処理方法の指導を」との質問ですが、5月20日に地元農事実行組合長から「つゆ張り清掃を行った際、北側水路に擁壁を支える木材が水路に倒れてきている。間もなく吉野川分水の通水が始まるので、それまでに補修をしてもらってほしい」との通報があったため、改善対策の依頼を行い、現在企業のほうで改修中であります。そのときに確認したことは、南側の用水路の清掃については、地元大字との同意項目として1年に1度しゅんせつする約束であり、間もなく実施するとの回答も得ておりました。

また、地元の耕作者に確認したところ、事業者においてしゅんせつの対策はしているものの完全ではないとの話であります。このことから、県とも協議し、対応してまいりたいと存じます。

農業委員会での転用許可後の6カ月後、12カ月後の利用実態の把握と隣地の同意の検討はどうかとのことですが、本件については、「資材置き場」、「青空資材置き場」として平成12年から平成18年にわたり転用の手続をされていますが、過去の転用については、書面での完了報告の提出は求めておらず、現地が農地性でなくなった時点で農地転用が完了したとみなしておりました。平成22年度以降許可分は、年1回、年度ごとに完了報告書が提出されているか確認しています。農地転用が完了したものについては6カ月後、あるいは1年後の使用状況の報告義務はありません。隣地同意については、業種に関係なく農地に関しては同意をいただいております。この内容につきましては、農業委員会において検討をしていただきたいと思います。

関連して、アスベストを使用している建物の工事に際しての隣地同意や大字区長の周知についてですが、議員の質問のアスベストについては、現在建築資材としては使用することができません。

また、石綿含有物の解体、またはそのものの取り扱いにつきましては、廃棄物処理法に基づき、適正に取り扱わなければなりません。町としては、県とも協議して必要な啓発を行ってまいりたいと存じます。

次に、地区計画のことでございます。

質問事項の3、馬見北5丁目、馬見南2丁目・同4丁目の地区計画の進捗状況についての御質問ですが、まず馬見南2丁目地区については、昨年11月12日から12月2日まで、都市計画法第16条による地権者縦覧を終え、本年7月10日から24日まで、都市計画法第17条の

規定による一般縦覧を行っています。その後、町都市計画審議会に諮問し、審議をお願いするところがございます。

次に、馬見南4丁目地区ですが、本年7月28日に全ての地権者を対象に、第2回の住民説明会を開催し、町の修正案について御説明させていただく予定をしています。

その後、都市計画法第16条の規定による地権者縦覧へ移る予定でございます。

次に、馬見北5丁目地区ですが、地権者縦覧を終え、意見書提出者に対し、回答を送付させていただきました。現在、地区計画原案について、県へ事前協議書を提出中であり、今月下旬には回答をいただけたと思います。引き続き、県からの回答を得ましたら、都市計画法第17条の規定による一般縦覧へ進み、町都市計画審議会に諮問し、審議をお願いしたいと考えます。

いずれの地区も地区計画決定の手续に沿って、粛々と進めておりますので、御理解いただきたいと存じます。

4つ目の脱法ハーブを禁止薬物にという御質問でございます。

脱法ハーブに関係する救急車の出動については、平成24年12月と平成25年2月の2回出動があり、広陵町内で発生したものでございます。いずれも町内の未成年者の男性であり、警察へ連絡または要請を行っております。

脱法ハーブとは薬物の総称であり、成分や組み合わせにより数種類になるため、特定できないのが問題であり、禁止薬物にも指定できないようであります。啓発については、香芝警察署の生活安全課を中心にポスターやチラシによる啓発や小中学校及び高等学校へ出向いての啓発や指導、また大字自治会においても出向いての防犯とあわせての啓発と指導が実施されています。

町の取り組みといたしましては、警察や県の指導と協議により進めてまいりたいと存じます。

たばこの健康被害については、議員を初め、多くの方が既に御承知のところですが、このたび御指摘のありましたポロニウムは自然界にもごく微量存在する放射性物質で、たばことたばこの煙にポロニウム210が含まれていることがわかっています。

また、バージャー病(閉塞性血栓血管炎)は、四肢の末梢動脈、特に下肢に好発する血管炎で、それによる慢性動脈閉塞症であり、原因ははっきりわかっていませんが、喫煙との関係が強く疑われているところです。

町では、住民の健康づくりをより強く進めるため、本年2月21日には、住民有志が主催する菌はじめ先生の講演会「たばこは百害あって一利なし」を後援し、住民、職員、学校関係の皆さんが多数参加をしていただきました。

運動の手始めとして、町職員から始めたところ、全職員が卒煙してくれました。小中学校の教職員に呼びかけた結果、ほぼ全員の方が卒煙していただいたところです。

また、喫煙の低年齢化防止のため、中学生に対して、7月11日に広陵中学校で菌はじめ先生に御講演をいただき、引き続き真美ヶ丘中学校においても同様の計画をしているところです。

今後とも、さまざまな機会を捉えて、禁煙運動の啓発を行うことはもちろんですが、住民の健

康づくりを積極的に進めるため、住民の皆様方とともに健康づくりに取り組んでまいります。

5番目の子育て支援教室の改善についてでございます。

住民の方々の要望と行政が携われる範囲を検討してまいります。他の団体では、指定管理者制度による民間運営や補助金による民間企業への委託事業に転換し、時間延長に対応している事例が見受けられます。現在、子ども育成課では、育成内容充実により子供たちの健康と学習意欲の向上を第一の目標として取り組んでおります。開設時間の延長につきましても、早期に実現できるよう最重要課題として取り組んでまいります。

これまでの経験則から、子供を一時的に預かることは容易なことのように思われがちですが、経験のない方にとっては肉体的にも精神的にもとても厳しいものです。以前、関係団体の未経験の方に短時間の送迎などをお願いしましたが、わずかの期間で音を上げられましたし、その後、子供育成関係の業務依頼に応じる方は皆無の状況です。この業務に携わるには、子供が好きで子供の心理がつかめ、かつ我慢強いことが最低条件のように感じます。今後も、時間延長に伴う指導員確保に努めるとともに時代のニーズに対応してまいります。

現在は、教育委員会事務局子ども育成課が担当しております。今後は、財政部局・福祉部局・教育委員会等が協働して、子供たちの未来をサポートできる育成事業を進めてまいります。

以上でございます。

(議長) ちょっと文字が抜けてましたので。 植村事業部長！

(植村事業部長) 町長答弁のところで、八尾議員の質問事項2の資材置き場の件でございますが、広瀬地内にある的場領というのは、弁財天の修正ということでお願いしたいと思っております。「的場」が「弁財天」でございます。

(議長) それでは、質問事項1に対して、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございます。

それでは、二つ質問をします。

自民党第3選挙区支部が推薦をされたことについて、例えば今参議院選挙の真っ盛りでございますが、広陵町の選挙運動で、例えば自民党の後援会の会長さんを町長、ぜひお願いできませんかということで、選挙運動をされておられるのですか、おられないのですか。そういう役には立っておられないのですか。自分は町民党だから、そういうことはできないということを言っていたらいいんですけども、せっかく応援して通してもらったんだから、お返しぐらいいは、そらしておかな義理が立たんがなと言って応援団長ぐらいいはしまっせとやうてしておられるのかどうか、事実の確認をお願いします、どういうことをしておられるのか、やっているんだつたらね、というのが一つです。

それから二つ目ですが、憲法99条ですが、憲法尊重擁護の義務ということで、最高法規というのが憲法の中にあります。天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うという規定があります。国民が入っていないんですね。憲法は、国民に守れというものではありませんで、決めたのは国民ですから、偉い人を縛る、天皇以下広陵町長も例外ではありません。山村町長も憲法で縛られているんですが、

別に縄で縛っているわけじゃないんで、憲法を守ってくださいということを言っているわけですから、むしろこれを積極的に受けとめて、その方向で全面実践すると、憲法を暮らしに生かすということをお述べいただきたいのですが、その2点いかがでしょうか。

(議長)山村町長！

(山村町長)現在行われております参議院議員選挙においては、自民党の候補の応援をさせていただいております。ただ、責任者として君臨しているわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

憲法そのものについては、町長として憲法と守る、実践する義務があるというふうに認識をいたしております。現憲法のもとでしっかり仕事をさせていただきたいと思っております。

(議長)12番、八尾君！3回目の質問。

(八尾議員)ありがとうございます。

憲法をぜひ守っていただくということと、個人の責任において、どの党を応援するのかという自由は当然あるかと思いますが、立場がそういうトップですから、十分に留意されて判断をいただきたいなと思っております。

三つ目の質問ですが、これまでも今井議員と乾議員には、両方とも案内はしていましたよという、こういう答弁ですね。元気号がスタートしたときに、奈良新聞に写真入りで、きょうから広陵町元気号スタートとかというときに、乾議員だけ載っていたんですね。それで、私は今井さんに「あんた何でけえへんねや」と言って、苦情を言ったことがあるんですよ。「何言っているの、八尾さん。私のところ案内来てないよ」と。調べたら、町が案内したんじゃないんですね。乾議員の側が独自に察知されて、「そういうおめでたいときやったら、わしは行くがな」と言って来はったんですよと言うて説明だけ伺いました。そうすると、どうなるかといったら、私、毎日松井部長のところへ日参しまして、今後1週間どういう行事があるのか、ちょっと全部教えてくれやと。おめでたいときだったら今井議員に私全部連絡して、来れるときだったら全部来てもらわなアカんと。だから、この間の平岡町長の退任式、乾議員来られたけれども、あれ県議会の一般質問の真っ最中でっせ。自分の机の上に書類を全部置いて、ごめんなあ言うて、こっちに来られて、それがいいかどうかは私は判断しませんが、そんなことすわ。呼ばれたんだったら、県議会休んでこっちに来てしてくださいよと。別にあれ、義務づけられた公的な行事じゃないですからね。公的な行事と言いながら公的な行事じゃないんですけれどもね。というふうになっってしまうんですね。だから、やっぱりそういうこともあるわけですから、今後の問題として、そういうことが発生するとまずいんですよ。どうされますか。

(議長)山村町長！

(山村町長)退任式のときのいきさつは、私、退任式そのものを計画しておりませんので、何とも申し上げようがないのですが、全く公的行事ではないというふうに認識をいたしております。任意の行事で、参加していただくかどうかは御本人の責任で判断をしていただければいいのではないかと思います。ただ、公的な町の行事については、先ほど申し上げましたように、御案内をさせていただき、主な大きな行事については御案内させていただくということで今後も努めて

いきたいと思います。

(議長)次に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員)コーシンコーポレーションの資材置き場の件であります。

私は、クラッシャーを作業をしておるんじゃないかという住民の方からの問い合わせだったんですが、クラッシャー作業はしていないということですか。これはもう実際に純粹に資材置き場として使っているんであって、あそこで作業してませんよということを確認しましたよという答弁書なんですけど、これはどっちなんですか。その点が1点です。

それから、農業用水に廃水が出ている件について、地元の耕作者に確認したところ、対策はとられているが完全ではないという話なので、県と協議したいと。県と協議するということは、これはどういうことなんですか。県と協議して不十分であるから、年に2回とか3回とかやりなさいとか、あるいは私が提起しているように、沈殿槽を設けて、決してそこに汚水が入り込まないように対策を打ちなさいとか、具体的な手だてを講じていただかないと、田んぼをしておられる人は水利権があるからといって、お金を払っているんですよ。それで、溝の泥上げを一生懸命やって、それで金を払っていない人がどんどん余計な水を流して、何でわしらだけ掃除せなあかんねん、こんなばかな話があるかいなという話なんです。だから、そのあたり、今後県と協議するということですけども、どういう落ちつく先を展望しておられるのか、お示しを願います。

(議長)植村事業部長！

(植村事業部長)1点目は、確認をしたのかということですが、私も以前には、最近はこの報告は違いますけれども、以前はコーシンコーポレーション、県道の高さと同じで高いところでございますが、堤防の高さと一緒のところにつきましては、山政生コンに運ぶ骨材の置き場でございます。資材置き場という解釈をしております。それとの中で作業ということをお聞きしたんですけども、解体ですかね、それはちょっと確認をしましたけれども、下のコーシンコーポレーションの枠をしている、外側の西側の低いところでやっておられると、そこはまた別の資材置き場としてのところでございます。コーシンコーポレーションではなしに、2軒の資材置き場としての農転でやられている箇所だと思います。

それと、水路の件でございますが、この県との協議といえますのは、これはコーシンコーポレーションにつきましては、中で処理をされて、年1回はその道路の水路についてはしゅんせつをするという地元との約束に基づいてやっておられるという確認はできております。ただ、この県との協議というのは、その水路には県道の廃水が流れている可能性もあると、必ずそのコーシンコーポレーションからの廃水ばかりではないというところは地元の方とも協議をした中でちょっと疑わしいと。ずっと悪水が流れているという状況ではないんですけども、たまったときの状況でちょっとそういうものが見受けられたというところで、ここの箇所については、現地も確認をさせていただいております。

以上でございます。

(議長)それでは3回目の質問。12番、八尾君！

(八尾議員) 囲いのある西側も私コーシンコーポレーションと誤解をしておったようです。実は、先ほど部長に写真をお届けしております、コンクリートの塊を分別しているところ、作業をしているところを写真をたまたま通りかかって撮っております。そうすると、そこは資材置き場じゃなくて産業廃棄物の中間処理の作業場と、こういうことになるわけですから、そうすると周辺の土地の方に了解をとらないとそういうことはできないんじゃないかと思うんですけども、そういう立場でやっぱり物を言うてもらいたいなというふうに思うわけです。

それから廃水がどこからどういうふうに出てくるのかというのは、事実の解明が前提ですから、大事なことはやっぱりお隣のところだとか、あるいは田んぼをしておられる方々に自分たちの責任でないものが勝手に流れ込んでくるというのは、腹立つわけですから、そこらあたり十分に意を酌んで丁寧に対応していただきたいと思うわけです。前半の作業場ではないかということでの質問に対するお答えだけいただきたいと思います。どうされますか。

(議長) 植村事業部長！

(植村事業部長) 先ほど八尾議員のほうから、この写真を見せていただきました。これは私もちょっと知りませんでした。ということは、これは資材置き場でありながら、この写真を見ますと、残土と廃材のこれは解体をやっておられるような写真と見受けられます。これは県の管轄で、廃棄物処理の中間処理とか、いろんな許可が必要というふうに見受けられます。これについても町の関係部局と現地確認をして、県のほうに連絡するとか、一応確認はさせていただきます。

(議長) 次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひその線で努力をお願いしたいと思います。

地区計画のことであります。それぞれ三つの地区で到達点を確認させていただきました。それぞれ順次進めておられるということで、大変結構なことかと思っております。

北5丁目のことをちょっとだけ紹介をいたしますが、先日、地区計画を制定してくれるなという方の請願といいますか、陳情書がありまして、その中のお一人が持つておられる土地をその中で不動産業務を行っている人が仲介をして、それである方が一戸建てのおうちを建てられたんですね。その一戸建てを建てられた業者さんは集合住宅を建てた業者さんでした。新たに來られた方については、私のほうからちゃんと御挨拶に行かなあかんと思って先日ちょっとお話ししたら、そうですかと、この地区計画のことはちょっと聞いていますが、自分も隣がまだ空き地なもので、どういふなるか心配をしておるんですと。地元の住民の多数は、戸建て住宅ということで頑張っているものですからというふうに言ったら、それはうれしいですと、ぜひその方向でやってくださいという内容になっております。

それから上田部奥鳥井線の東の北の角っこのところですが、ここもSという住宅産業が戸建て住宅を建てられました。もともと河合の不動産業者が持つておられる土地だったんですが、ここも戸建て住宅を建てられて、今この1年、2年の間、戸建て住宅の工事が絶えたことがないという地域になっております。そういう実態も踏まえて御判断をいただきたいなというふうに思っているわけです。この後ですが、順序が逆になっちゃったのは、馬見南2丁目が先になっちゃったのは、私の思いとしては、ちょっと悔しい思いもありますが、手続が済んだところから順次進め

ていただくということで結構だろうと思います。

それで、県の事前協議ですが、事前の調査ですけれども、何か具体的に届いておりましたら、御紹介いただきたいんですけれどもいかがでしょうか。県との対応で、こういう点はもう少しというようなことがあるのか、ないのか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

(議長)植村事業部長！

(植村事業部長)北5丁目地内の先ほどの一戸建て住宅D業者、これ私もわかっております。一戸建て、その場所につきましても、私も現地のほうの確認はさせていただいております。一戸建てを建てて、その隣は空き地であると。その空き地についても、反対意見を出された方が持っておられるという箇所も知っております。

それと上田部奥鳥井線沿いの一戸建てにつきましても、これも反対意見を出された所有者の方が一戸建てを建てておられると。状況で、これは前の都市計画審議会の場においても、こういう状況であるということは御説明をさせていただいております。県のほうの事前協議につきましては、今のところ関係課、建築課であるとか、関係する課がその図書が事前協議ですので回っております。あとは町のほうから県に対しては、事細かい今までの経緯であるとか、担当者のほうには書類を送って、県担当者のほうから各関係、建築課を含めた関係課のほうに説明をして、早々におりるであろうということは聞いております。ここに答弁書の中に書かせていただいたように粛々と進んでいるということは、この場で申し添えさせていただきます。

(議長)12番、八尾君！

(八尾議員)3番目の3回目の質問です。

先ほど坂口議員の質問の中で、千葉県をテーマに質問をされておりますが、その件で質問したいと思います。

障害者差別解消法が成立をいたしました。都市計画法なり地区計画の制度は、この障害者差別解消法の中で問題のある法律であると、障害者を差別していると、こういうことがこの法律の中で認識しておられるのかどうか。私の理解では、実は何が差別に当たるのか、この法律が確定される段階では、いまだ確定していない。先ほど実は、答弁でもおっしゃっていたんですが、何が差別に当たるのかは確定していないと。平成28年4月から施行するので、それに向けて準備を進めていると、こういう認識ですから、そうすると現時点で差別をしていると、障害者差別をしているという法律には該当しないということで、当然処理されるべきだというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(議長)植村事業部長！

(植村事業部長)この坂口議員から配付された資料でございますが、私もこれきょう初めて見させていただいております。確認方法はホームページ等で、その地区計画の問題点を調べたところ、やはりグループホームを建てる際の住民とのトラブルと、私どものこの地区計画、都市計画サイドにつきましても、建物の制限であって、その個人を差別するものではなくない。それと地区計画を制定する自治会さんの役員さんとの話の中では、今住んでおられる障害者の方はお守りしますと、ここに住んでもらっては困るとか、そんなことを言っているのではないですよ

と。住み続けていただくということで、自治会とも協議を図っていくという確認はできております。これにつきましては、確約書の中で保護者の方とここで広陵町で生涯住み続けていただくように、町の責任を持って、責務で務めてさせていただく。あくまで、この建物の制限と個人を差別する内容につきましては、別物であるということで理解をしております。私のほうも、この差別禁止条例というのは恥ずかしながら議員の質問の中で勉強させていただきました。かなり重きにある法律であると、この3年間、平成28年の3年後の施行に向けての、これを調べていきますと、やはり何が差別か、建物の制限、地区計画を含めて、いろんな各省庁をまたがっての差別とは何かということでマニュアルなり、ガイドラインをつくるということは確認はできております。その中で整理されて、一つはこの建築確認、建築基準法もここに若干抵触するのであれば、いろんな形で、それは国交省のほうでも議論をされるということで理解をしております。

以上でございます。

(議長) それでは、次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) よくわかる御答弁でございました。ありがとうございました。

4番目でございます。

脱法ハーブですが、禁止薬物というふうに認定をされてしまいますと、製造者というのか、誰かわかりませんが、組成を変えまして対象外にしちゃうと、もう言い逃れるようにできるようにするというようなことでいちごっこをしているようです。そういうときに、率直に申しまして、広陵町でこれを吸って狭い路地を蛇行運転されて人がはねられたなんていうことになったらもう大変ですから、今からやっぱり対応をしなくてはいけないというふうに思うんですが、どうでしょうか、啓発というふうに言ってますけれども、実際やっぱりドラッグ中毒を含めてどうなるのかと、こんな体になりますよと、判断能力がこう低下しますよということをやっぱり怖い話ですけれども、やっぱりストレートに言って、あかんでということをお大人にもちゃんとアピールする必要があるかと思いますが、今どんなことを考えておられますか。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 先ほどのその禁止薬物という部分ですが、議員おっしゃるように化学式を一部変えることによって、禁止薬物の対象とならないというようなことがありましたので、今年の一つだったかちょっと忘れましたが、一括法という形で719余りの薬物を一括で禁止薬物としたという経緯がございます。法律上決めました。啓発につきましては、町長の答弁の中にもありましたが、中学生については警察等でやっております。一般につきましては、民生委員さん、またはその他の各種団体の方に関しまして、または保健推進員等の方に対しまして、おっしゃったようなより具体的な形でのお話をさせていただきたいと。またそれに伴って、広報、またはホームページ等でも啓発を行っていきたいというふうに考えます。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目です。

(八尾議員) 私、根本的な解決と言いつつもいらないんですけども、私、日ごろのつき合いが大事なんじゃないかと、これは。例えばきょうは町内の一斉清掃の日ですよと言って出てきたと。久々やけどあの人に会って見たと。何か顔が青白いし、どうなっているのかしらというような

状況だとか、それから町内で運動会がありますね。みんなでわっさもっさやろうやないかと。去年まで元気にやっていた人が、何か来ないし、おかしいね、どうしているのとか、そういういつもとやっぱり違うことで、プライバシーもありますから、余り個人の生活に入り込むわけにはいきませんが、在来地だと割に情報が早いんですけれども、ニュータウンはもうさっぱりわかりません。本人が言わない限り、全然わからない。この間私の家の向かいのお嬢さんが赤ちゃんをだっこして来はったものですから、思わずどうしたのと聞いたら、結婚して子供できましたと、僕結婚したことも知らない。家族が言わないからわからないんですね。そんな問題あったりするんです。だからどこまでおつき合いをするのかはそれぞれの家で違うと思いますけれども、やっぱりそういう人が集まったり、趣味の会でもよろしいし、自治会大字の取り組みなんかでもいいし、そういうときにやっぱり出てきていただくということ、別にこの脱法ハーブの問題やらということを表に出さなくてもいいですから、そういうことでやっぱりしてもらったらどうかと。私、ある方に、正月用の神社の綱打ちをやるから見にけえへんかというて、見に行かせてもらったことがあります。たしかあのときは事務局長もおられたから、村がちょっとわかってしまいますけれども、村の人が総出で一生懸命やっておられて、非常に心強いものを感じましたけれども、そういう共同作業といいますか、そういうことをやっぱりもうちょっと位置づけをしていただけたらいいかなというふうに思っているんですが、そんな議論もしていただけるでしょうか。どうぞ。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 今後検討してまいります。

(議長) 次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) 子育て支援教室の件でございます。

先日、町長のほうから呼びかけがありまして、二つの教室を見学をいたしました。ありがとうございました。私も人数が大変多くて、困っているんだというようなお話も聞いておりましたので、大事なことだなというふうに思ってるわけです。前回の議会で、お知らせしたように、奈良県の男性の家事をする時間というのは、本当に少ない、全国一少ないんだそうです。大阪に働きに出るので、奥さんにみんな預けてしまうと。だから、子育ては女の仕事と、こういうふうになってしまっているんですが、実際にここにもありますように、朝9時から大阪で仕事をしようと思ったらどんな遅くても8時には電車に乗って行かないと間に合わないんですが、帰りも大変なんです。帰りは誰か御近所の方に迎えに行ってもらおうというようなこともあるんですが、それが小さな、例えば兄弟が行ったらだめよとこういうふうになっていることもありますから、大変なんだということを一生懸命書いて、経験のない方にとっては肉体的にも精神的にもとても厳しいものだというふうに書いてありますけれども、学校の先生を経験された方でリタイアされた方だとか、いろいろ職種によってはそういうことにまだ十分に耐えられる方もおられるのではないかということをやっぱり発掘をしていただきたいんですね。だから、そういう登録制度なんか呼びかけられたらどうかというふうに思ったりしているんです。今はだから、近所におじいちゃんとおばあちゃんが住んでいるので、いざというときにはおじいちゃん、おばあちゃんに頼むよという個人的なつながりえでそういうふうに残っているんですが、それを一つの制度としてこういうことができ

ないかということで、これ非常に期待が強いです。こういうことを広陵民報に書きましたら、ぜひ実現するように取り組んでもらいたいというので、期待の声が私のところにも届いておりますが、いかがでしょうか。もうちょっと進め方を力を入れてやってほしいんですけども、どうでしょうか。

(議長)奥西教育長職務代理者！

(奥西教育長職務代理者)今、おっしゃっていただいていますのは、高齢の方に、高齢と言ったら失礼ですけども、定年になられて、その後まだまだ元気な方をこの早朝の子ども育成教室の、これは長期休業中に限ると思いますけれども、通常は学校へ行かれるわけですので、その場合に当たりまして、今おっしゃっていただいたように登録制度を導入してはどうかということでございますので、そのあたりはちょっと、うちとしましてはいろいろ県下の状況も今調査中でもございますし、そのあたりの内容と踏まえまして、今おっしゃっていただいた内容、前向きに検討をさせていただいて、進めてまいりたいと思います。今のところ、そこまでしか申し上げられません、申しわけないですけども。

(議長)12番、八尾君！

(八尾議員)行政が前向きに検討してまいりますというのは、事実上当面やりませんというのと同じ言葉だから、よく気をつけるよというて、私、先輩議員から言われてます。そんなんあきませんで、ちゃんとしてもらわんとね。前に進んでいかないと。だからね、困るんだって。会社をやめるか、正社員で働いているんだけど、もう少し自由がきくようにパート職員に身分を変更しないと続けられないというんですよ。パート職員に身分を変更するということは、どういうことかというて、収入が減るでしょ。本人も収入が減るから大変なんですよ。町だって税収が減りますやんか。だから、そこらあたり厚くして、うちの打ち出しとして、広陵町にぜひ来てくださいよと、正社員で大阪でちゃんと働けるような体制づくりがばっちり、問題ありませんと、自信を持ってお勧めする広陵町へぜひ来てくださいと言っていたらいいんと違うかなと僕は思うんですけども。そういう意味で、最後の質問になると思いますけれども、男女共同参画社会の担当者というふうに言ってますけれども、これなかなか重たいテーマで、女性が社会に進出をして、みずからの将来も展望できるし、また地域社会にもなじめるし、また地域にもお役に立てるということを実践するためには、そういう公的な援助が要るということの流れが今ちょっとできつつあるんですけども、専任でこれしてもらえませんか、男女共同参画社会担当、専任で、いかがですか。

(議長)山村町長！

(山村町長)いろんな行政課題がありますので、どういう組織にするかということについて、この副町長、教育長を決める際に、行政組織も少し手直しをしたいと考えておりますので、その中で、また議会の御意見もお伺いして決めていきたいと思っております。

(議長)宮田福祉部長！

(宮田福祉部長)申しわけありません。先ほどの奥西教育長職務代理のところで、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

ただいま、子ども支援の新制度ということで、近々には教育委員会を協議をしながら、ニーズ調査をやっていききたいというふうに思っております。子どものニーズ調査、そういう中で、今おっしゃられたこと、または後ほどもまた出ますけれども、保育所、幼稚園、また学童保育というところの実態をきちっと把握した上で、どういうことが必要なのかということも検討した上で、計画を立てて、順次実行していききたいというふうに考えております。

(議長) それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。暫時休憩いたします。再開は3時25分からお願いいたします。

(P.M. 3:08休憩)